

## 地方会連絡協議会の運営に関する内規

(趣 旨)

第1条 本内規は、地方会組織に関する規則に基づき各地方会相互の連携を密にし、その活性化を図るための地方会連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その運営について定めるものである。

(役 割)

第2条 協議会は、次の役割を負う。

- (1) 地方会それぞれの特色を生かしつつ、各地方会組織間の調整を行う。
- (2) 地方会が主催する学術集会等の活動に関して、本医学会員への均等なサービス機会を保障する。
- (3) 地方会に関する問題点などを整理して理事会に具申する。

(事 業)

第3条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 地方会が行う事業の推進と連携
- (2) 各地方会の相互評価とそれに基づく調整
- (3) 本医学会員の組織化及び会員状況に関する情報の収集
- (4) 本医学会員の研修・研究活動の支援
- (5) その他、地方会に関わる事項

(構 成)

第4条 協議会は、地方会代表幹事又は各地方会が推薦するもので構成する。

- 2 事業に必要な事項を諮問する小委員会を設置することができる。
- 3 本会の議長は構成員の互選とする。

(小委員会の構成)

第5条 各地方会が推薦する委員によって構成する。

- 2 小委員会の委員長は委員の互選とする。

(協議会の開催)

第6条 定例協議会を年2回開催する。

- 2 その他、理事会又は地方会からの要請により臨時協議会を開催することが

できる。

附 則

本内規は平成17年7月16日より施行する。

附 則

本内規は、平成26年11月29日より施行する。